国自旅第１８５号

平成３０年１１月８ 日

自動車局旅客課長

（公印省略）

ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について

　ユニバーサルデザインタクシー（以下「ＵＤタクシー」という。）は、流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者の他、高齢者や妊産婦、子連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両として、導入の推進を図っている。一方、ＵＤタクシーの導入が進むに伴い、車いすの利用者等がＵＤタクシーであるにもかかわらず事業者から運送申込みを断られるといった事例が寄せられており、また、一部報道や障害者関係団体からもそうした指摘がされているとこである。

　このため、ＵＤタクシーの運転、予約、配車その他の業務に携わる者に対して、障害がある者の社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うとともに、必要な環境の整備を図るよう、別紙のとおり一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長に対し通知したので、各地方運輸局等においても管内事業者団体への周知を図られたい。

以上